

深谷市工事成績評定結果活用型入札実施要領

(令和6年9月30日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の品質及び適正な履行の確保並びに請負業者の技術力の向上等を図るため、深谷市工事等成績評定要領に基づき評定された工事成績評定点（以下「工事成績点」という。）の結果に基づき、入札参加に係る優遇措置（以下「優遇措置」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 優遇措置の対象となる入札は、原則として、公告日及び開札日がそれぞれ同一であり、かつ、業種及び入札参加資格要件（格付等）が同一である建設工事の一般競争入札が3件以上あるときに限り、その一部に適用できるものとする。

2 優遇措置を適用する入札を実施する際は、当該入札公告にその旨を明記する。

(優遇業者)

第3条 優遇措置の対象となる事業者（以下「優遇業者」という。）は、別表に定める部門のうち、当該入札案件の業種が含まれる部門において、前年度2件以上の工事を完成させ、それらの工事成績点の平均点が75点以上(小数第2位四捨五入)である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度において、業種を問わず一つでも、工事成績点が65点未満の評定となった者及び過去1年度以内に深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置等を受けた者は、除外する。

(優遇措置)

第4条 優遇措置として、優遇業者のみが参加可能となる入札（以下「優遇措置入札」という。）を実施する。

2 優遇措置入札は、競争性が確保されるよう、参加可能となる優遇業者数が5者以上となることを原則とする。

(共同企業体の工事成績点の取り扱い)

第5条 共同企業体が施工した工事にあつては、当該工事の工事成績点を当該共同企業体のそれぞれの構成員の工事成績点として取り扱うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項に規定する優遇業者は、令和6年度においては、前年度完成分に、令和5年1月1日から3月31日までの間に完成した工事における工事成績点を加えて判断する。

別表（第3条関係）

部 門	業 種
土木関連	土木一式工事 舗装工事 とび・土工工事 造園工事
建築関連	建築一式工事 電気工事 管工事 機械器具設置工事 水道設備工事 解体工事